

小規模多機能型居宅介護 のだの里 料金表

小規模多機能型居宅介護費（基本サービス料）①

介護度	要支援1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
単位数/月	3, 450単位	6, 972単位	10, 458単位	15, 370単位	22, 359単位	24, 677単位	27, 209単位	
加算②							単位数	
初期加算	利用開始日から30日まで						30単位/日	
認知症加算 (介護予防を除く)	I	・ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置。・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催。・ 認知症介護指導者研修終了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施。・ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定。					920単位/月	
	II	・ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置。・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合。・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催。					890単位/月	
	III	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合。					760単位/月	
	IV	要介護状態区分が要介護 2 である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合。					460単位/月	
サービス提供体制強化 加算	I	(1) 全ての従事者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。					750単位/月	
		(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。						
		(3) 次のいずれかに適合すること。						
		(一) 従事者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 7 0 % 以上であること。						
		(二) 従事者の総数のうち、勤続年数 1 0 年以上の介護福祉士の占める割合が 2 5 % 以上であること。						
	II	次のいずれにも適合すること。					640単位/月	
		(1) 従事者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が5 0 % 以上であること。						
		(2) (I) (1)、(2) に適合するものであること。						
	III	次のいずれにも適合すること。					350単位/月	
		(1) 次のいずれにも適合すること。						
		(一) 従事者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 4 0 % 以上であること。						
		(二) 常勤職員の占める割合が 6 0 % 以上であること。						
		(三) 勤続年数 7 年以上の介護福祉士の占める割合が 3 0 % 以上であること。						
		(2) (I) (1)、(2) に該当すること。						
看護職員配置加算 (介護予防を除く)	I	専ら小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置していること。					900単位/月	
	II	専ら小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置していること。					700単位/月	
	III	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。					480単位/月	

総合マネジメント体制強化加算	I	(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種共働により、随時適切に見直しを行っていること。		1,200単位/月		
		(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。				
		(3) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。				
		(4) 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。				
		(5) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。				
		(6) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。				
		(7) 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。				
		(8) 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること。				
		*事業所の特性に応じて（５）～（８）１つ以上実施				
訪問体制強化加算 （介護予防を除く）	(1) 訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置していること。 (2) 訪問サービスの提供回数がひと月あたり200回以上であること。			1,000単位/月		
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること		介護→	800単位/月		
			予防→	450単位/月		
生活機能向上連携加算	I	介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行った場合。		100単位/月		
	II	利用者に対して、訪問リハビリテーション事業所等の医師等が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師等と利用者の身体状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師等と連携し、計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行った場合。		200単位/月		
口腔・栄養スクリーニング加算		小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可。※6月に1回を限度		20単位/回		
科学的介護推進体制加算		利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、上記の情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。		40単位/月		
看取り連携体制加算（介護予防を除く）		利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している事。必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、上記の情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。		64単位/日		
介護職員処遇改善加算	I	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全て＋職場環境等要件を満たすこと			当該月の合計単位数の10.2%	令和6年5月末まで
		キャリアパス要件Ⅰ	職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること			
		キャリアパス要件Ⅱ	資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること			
		キャリアパス要件Ⅲ	経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること 【キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みの例】 ・「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み ・「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み ・「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み			
		職場環境等要件	賃金改善以外の処遇改善（職場環境の改善など）の取り組みを実施すること			
		*就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む				

介護職員等 特定処遇改 善加算		介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8 万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440 万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2 倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。 四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440 万円を上回らないこと。 ② 当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 ③ 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。 ④ 当該事業所において、事業年度ごとに事業所の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。 ⑤ サービス提供体制強化加算の最上位の区分(訪問介護にあつては特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)、特定施設入居者生活介護等にあつてはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ又は入居継続支援加算、介護老人福祉施設等にあつてはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ又は日常生活継続支援加算)を算定していること。 ⑥ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 ⑦ 平成20 年10 月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。 ⑧ ⑦の処遇改善の内容等について、インターネット利用その他の適切な方法により公表していること。	当該月の合 計単位数の 1.2%	令和6年 5月末 まで												
介護職員等 ベースアッ プ等支援加 算		(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) ～ (Ⅲ) のいずれかを取得していること (2) 加算額の2/3以上はベースアップ等 (基本給又は毎月支払われる手当) の引き上げに使用すること	当該月の 合計単位数 の1.7%	令和6年 5月末 まで												
介護職員処 遇改善加算	Ⅱ	<table><tr><td colspan="2">キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ＋職場環境等要件を満たすこと</td></tr><tr><td>キャリアパス要件Ⅰ</td><td>職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること</td></tr><tr><td>キャリアパス要件Ⅱ</td><td>資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること</td></tr><tr><td>キャリアパス要件Ⅲ</td><td>経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること 【キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みの例】 ・「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み ・「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み ・「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み</td></tr><tr><td>職場環境等要件</td><td>賃金改善以外の処遇改善 (職場環境の改善など) の取り組みを実施すること</td></tr><tr><td colspan="2">＊就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む</td></tr></table>	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ＋職場環境等要件を満たすこと		キャリアパス要件Ⅰ	職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること	キャリアパス要件Ⅱ	資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること	キャリアパス要件Ⅲ	経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること 【キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みの例】 ・「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み ・「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み ・「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み	職場環境等要件	賃金改善以外の処遇改善 (職場環境の改善など) の取り組みを実施すること	＊就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む		当該月の合 計単位数の 14.6%	令和6年 6月から
キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ＋職場環境等要件を満たすこと																
キャリアパス要件Ⅰ	職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること															
キャリアパス要件Ⅱ	資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること															
キャリアパス要件Ⅲ	経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること 【キャリアパス要件Ⅲによる昇給の仕組みの例】 ・「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み ・「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組み ・「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組み															
職場環境等要件	賃金改善以外の処遇改善 (職場環境の改善など) の取り組みを実施すること															
＊就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む																
地域加算		7級地 (金沢市) 料金表①②の計算による1か月のサービス合計単位数×10.17円 (金沢市の場合) の約1割が利用者負担	1単位 10.17円													

自己負担料金			
食費	朝食	330円/日	
	昼食	600円/日	
	夕食	550円/日	
	おやつ	110円/日	
食事キャンセル について	朝食は前日18時まで 昼食は当日10時まで 夕食は当日12時まで		
宿泊費	2,520円/泊		
洗濯代	300円/1回	おむつ代	自己負担
理美容	カット(ブロー込み)1,850円・顔そり520円・パーマ(シャンプー、ブロー込み)3,600円		
電気使用量	電気毛布・アンカ・テレビなど持ち込まれる場合		1点につき、50円/日
備考	1. 健康管理費(予防接種等)、電気使用量、行事・趣味・レクリエーション・連絡帳の費用、その他日常生活上必要となる物品については、実費となります。		
	2. 外出支援などの際に発生する費用については、事前にご利用者・ご家族代表者と相談させていただきます。		
	3. 職員の配置状況や、ご利用者の身体状況等に応じて、個別に加算される場合があります。		

利用者負担判定について

65歳以上の方が対象

3割負担

- ・本人の合計所得金額が220万円以上
- ・年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で340万円以上、または2人以上世帯で463万円以上
- ・単身で年金収入のみの場合は344万円以上に相当

2割負担

- ・年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円以上340万円未満、または2人以上世帯で346万円以上463万円未満
- ・本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円以上、または2人以上世帯で346万円以上

1割負担

- ・年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯で280万円未満、または2人以上世帯で346万円未満
- ・本人の合計所得金額が160万円未満

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者の方は上記に関わらず1割負担。「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費の控除後で、基礎控除や人的控除等の控除前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

小規模多機能型居宅介護事業所ころののだの里 料金早見表

※令和6年6月1日

	1	2		3	4	5	6	7	8	9	10			
	基本料金	認知症 加算		看護職員 配置加算	サービス 提供体制 強化加算	総合 マネジメント 体制加算	科学的介護 推進体制 加算	基本 合計単位数 1～6の合計	介護職員 処遇改善 加算 7×14.6%	合計単位数 7+8	地域加算 9×10.17円	利用者負担 1割負担	利用者負担 2割負担	利用者負担 3割負担
要支援1	3,450				350	1,200	40	5,040	736	5,776	58,741 円	5,875 円	11,749 円	17,623 円
要支援2	6,972				350	1,200	40	8,562	1,250	9,812	99,788 円	9,979 円	19,958 円	29,937 円
要介護1	10,458	Ⅲ	760	700	350	1,200	40	13,508	1,972	15,480	157,431 円	15,744 円	31,487 円	47,230 円
	10,458	Ⅳ	460	700	350	1,200	40	13,208	1,928	15,136	153,933 円	15,394 円	30,787 円	46,180 円
	10,458	0		700	350	1,200	40	12,748	1,861	14,609	148,573 円	14,858 円	29,715 円	44,572 円
要介護2	15,370	Ⅲ	760	700	350	1,200	40	18,420	2,689	21,109	214,678 円	21,468 円	42,936 円	64,404 円
	15,370	Ⅳ	460	700	350	1,200	40	18,120	2,646	20,766	211,190 円	21,119 円	42,238 円	63,357 円
	15,370	0		700	350	1,200	40	17,660	2,578	20,238	205,820 円	20,582 円	41,164 円	61,746 円
要介護3	22,359	Ⅲ	760	700	350	1,200	40	25,409	3,710	29,119	296,140 円	29,614 円	59,228 円	88,842 円
	22,359	Ⅳ	460	700	350	1,200	40	25,109	3,666	28,775	292,641 円	29,265 円	58,529 円	87,793 円
	22,359	0		700	350	1,200	40	24,649	3,599	28,248	287,282 円	28,729 円	57,457 円	86,185 円
要介護4	24,677	Ⅲ	760	700	350	1,200	40	27,727	4,048	31,775	323,151 円	32,316 円	64,631 円	96,946 円
	24,677	Ⅳ	460	700	350	1,200	40	27,427	4,004	31,431	319,653 円	31,966 円	63,931 円	95,896 円
	24,677	0		700	350	1,200	40	26,967	3,937	30,904	314,293 円	31,430 円	62,859 円	94,288 円
要介護5	27,209	Ⅲ	760	700	350	1,200	40	30,259	4,418	34,677	352,665 円	35,267 円	70,533 円	105,800 円
	27,209	Ⅳ	460	700	350	1,200	40	29,959	4,374	34,333	349,166 円	34,917 円	69,834 円	104,750 円
	27,209	0		700	350	1,200	40	29,499	4,307	33,806	343,807 円	34,381 円	68,762 円	103,143 円
自己負担	食費	朝食 330円 昼食 600円 夕食 550円 おやつ 110円 1日の食費合計 1,590円												
	宿泊費	1泊 2,520円				(食費・宿泊費とも、標準負担額減額の適用はありません)								

・単位数については四捨五入、円については切り捨て、円表記の無いものは全て単位数です。